

## 鳩山町業務委託一般競争入札執行要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、鳩山町が発注する業務委託に係る一般競争入札において、入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

**第2条** 一般競争入札の対象となる業務は、設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が3,000万円を超えるもののほか、町長が特に指定したものとする。

(参加資格)

**第3条** 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳩山町建設工事等競争入札参加者名簿又は鳩山町物品等競争入札参加者名簿に、対象となる業種で登載されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、鳩山町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第72号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

(入札の公告)

**第4条** 公告は、鳩山町業務委託一般競争入札公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

(公告する事項)

**第5条** 公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調達案件名称
- (2) 調達案件の仕様
- (3) 契約期間
- (4) 業務場所

- (5) 入札方法
- (6) 参加資格
- (7) 入札参加資格の確認
- (8) 仕様書等に関する質問及び回答
- (9) 入札書の提出方法及び開札場所等
- (10) 入札保証金
- (11) 入札の無効
- (12) 落札者の決定等
- (13) 契約保証金
- (14) その他

(入札参加資格の確認)

**第6条** 一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、公告に定める期限までに電子入札システムに記録する方法により、競争参加資格等確認申請書（様式第2号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号）を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、参加希望者の参加資格について審査後、公告に定める日時までに競争参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行する。

3 第1項の規定により提出された確認申請書の審査の結果、参加資格を満たさない場合は、参加希望者に対し、その理由を付して通知するものとする。

(仕様書等に関する質問の受付)

**第7条** 仕様書等に関する質問がある場合は、公告に定める日時までに質問票（様式第4号）を電子入札システム、ファクシミリ等で提出するものとする。

(業務説明)

**第8条** 業務説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札保証金)

**第9条** 入札保証金の納付及び免除については、鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）第4条及び第7条の規定に基づくものとする。

2 落札者以外の入札保証金及び保管有価証券については、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金にあてるものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担

保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき還付しない。

(入札金額見積内訳書)

**第10条** 入札金額見積内訳書の提出を要する入札案件の場合は、第4条に規定する公告等において明示する。

(入札の執行)

**第11条** 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

2 入札参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

3 再度入札は、1回とする。

4 電子入札システムに記録した後は、書換え又は撤回をすることができない。

(不調時の取扱い)

**第12条** 再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて指名競争入札に付するものとする。ただし、指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

(入札の辞退)

**第13条** 参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(入札の無効)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 紙入札による場合で、次に掲げる入札

ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

イ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

ウ 他人の代理を兼ねた者がした入札

エ 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の代理をした者

(8) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

**第15条** 入札の落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

2 町長は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより入札参加者に通知する。

(契約保証金)

**第16条** 契約保証金の納付及び免除については、契約規則第16条及び第17条の規定に基づくものとする。

(その他)

**第17条** この要綱に定めがない事項は、鳩山町電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

#### 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

年 月 日

鳩山町長

記

1 入札対象業務

(1) 業務名

(2) 業務箇所

(3) 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 業務の概要

(5) 入札方法

本件入札は、鳩山町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(6) 落札決定に当たっては、電子入札システムに記録された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を電子入札システムに記録すること。

2 入札参加資格

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から入札日までの期間に、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、鳩山町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第72号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(4) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり電子入札システムにより競争参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 年 月 日 ( ) 時まで

(2) 提出方法

確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号）を添付し、電子入札システムにより提出する。なお、上記の確認資料には、証明する書類を併せて添付すること。添付書類の提出は、当事務所への持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法とする。履行実績には、履行中の長期継続契約（1年以上経過している契約）を含む。長期継続契約の実績の回数は、履行済の1年につき1回とする。

(3) 受付通知及び結果通知

ア 町長は、確認申請書を受理した時は、電子入札システムにより、確認申請書受付票を発行する。

イ 町長は、電子入札システムにより、入札参加資格の有無について審査し、年 月 日 時までに、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を発行する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を記載する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 参加資格が「あり」の確認通知書を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）は、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり、電子入札システムにより質問票（様式第4号）を提出すること。

受付期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

(2) 質問に対する回答は、次のとおり、電子入札システム上に掲載する。

回答日 年 月 日

### 5 入札の提出期間

入札参加資格者は、以下の日程で入札書を電子入札システムに提出すること。

提出期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

※入札参加資格者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより必ず「辞退」を提出すること。

### 6 開札日時

年 月 日 時

### 7 入札保証金

(1) 入札者は、入札金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）第4条及び第7条の規定に該当し、町が認めた場合は、免除する。

(2) 入札保証金の納付については、確認通知書と併せて通知する。

### 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による

額に達しない者がした入札

- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
  - イ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - ウ 他人の代理を兼ねた者がした入札
  - エ 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 9 落札者の決定等

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は1回とし、辞退する場合は必ず電子入札システムにより「辞退」の入力を行うこと。

## 10 契約保証金

契約規則第16条及び第17条の規定による。

## 11 その他

電子入札システムの障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札書を使用して行う、紙入札への移行の措置を講ずる。なお、入札・開札の延期や入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。

## 12 問い合わせ先

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

鳩山町長 宛て

住 所

商号又は名称

職 氏 名

（ 担当者氏名 ）

（ 電話番号 ）

（ FAX 番号 ）

下記業務の一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 業務名

3 業務箇所

一般競争入札参加資格等確認資料

1. 入札参加資格者名簿への登載内容

業種	
商号又は名称（代理人所在営業所名）	
代表者指名（代理人指名）	
所在地（本店又は主たる営業所）	
所在地（申請営業所）	

※代理人、営業所等で該当ない項目は記入不要。

2. 入札公告で定める業務実績

	履行済契約①	履行済契約②
業務名	年 月 日	年 月 日
発注機関		
業務箇所		
契約金額		
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
業務概要		

注）上記の業務委託契約書の写し及び完了検査結果通知書等、履行を確認できるものの写しを添付すること。

様式第4号 (第7条関係)  
様式第4号 (第7条関係)

質 問 票

年 月 日

鳩山町長 宛て

会社名	
担当者名	
電話番号	

入札参加資格が「あり」の方で、質問がある場合は、下記に質問事項を記入の上、  
年 月 日 時から 年 月 日 時までの間に、入札システム  
に提出してください。

案 件 名	
業 務 場 所	

質問事項
